

年度 個人の町民税・県民税
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">広陵町長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日提出</p>	申請者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ー							
		名称 (氏名)								
		代表者名								
		個人番号又は 法人番号								
		電話番号	() ー							
		特別徴収 指定番号								

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする税額	_____年_____月以降 の支給に係る給与所得および退職所得に対する特別徴収税額						
申請日前6月間の給与を受ける者の数	R_____年_____月	1ヶ月前	2ヶ月前	3ヶ月前	4ヶ月前	5ヶ月前	6ヶ月前
上記のうち、 臨時雇用者の数	人	人	人	人	人	人	人
現在徴収金の滞納がある場合又は最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由							
申請の日前1年以内における納期の特例承認の取消の有無及び取消年月日	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日取消) <input type="checkbox"/> 無						

裏面もご覧ください

1 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人未満である者に限ります。
- (2) 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、町長に申請し承認を受けなければいけません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得について特別徴収した町県民税を、それぞれ次に掲げる期間までに納入することができます。

期間	納期限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- (5) 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことがあります。また、承認を受けても、滞納・納付延長がありますと、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

2 申請書の書き方

- (1) 指定番号は必ず記入してください。
- (2) 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。

3 提出先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町役場 総務部 税務課 民税係

電話 (0745) 55-1001